

第 19 回守口市子ども・子育て会議 議事録

○議 事 日 程

平成 29 年 8 月 23 日（水）午後 2 時開会～午後 5 時 閉会

○開 催 場 所

守口市中央コミュニティセンター 5 階 大ホール

○案 件

(1) 開会

(2) 議題

①「守口市子ども・子育て支援事業計画」第 6 章の平成 28 年度実績について
の報告

②「守口市子ども・子育て支援事業計画」第 6 章の量の見込み及び確保
方策における中間見直しの方法等について

③もりぐち児童クラブ入会児童室の民間委託によるサービス拡充案につ
いて

(3) その他

事務連絡

(4) 閉会

~~~~~

◇ 午後 3 時 00 分 開会

○（会長） ただいまから第 19 回守口市子ども・子育て会議を開催いたし  
ます。はじめに、事務局から本日の出席委員について、報告を求めます。

○（事務局） 本日は 15 名のご出席です。

○（会長） ただいま報告がありましたとおり、定足数は超えておりますの  
で、会議は成立いたします。

○ 配布資料確認

（省略）

○（事務局） それでは、議題 1 守口市子ども・子育て支援事業計画 第  
6 章の平成 28 年度実績についての報告についてご説明申し上げます。

<資料2>を御参照賜りたいと存じます。

まずはじめに、1ページから4ページまでの、教育・保育の量の見込みと確保方策について、その実績をご報告し、そこで一旦区切らせていただきたいと存じます。

本市では、平成27年3月に、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする守口市子ども・子育て支援事業計画を策定しましたが、この計画のうち、80ページから84ページの第6章「2 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期」については、平成28年1月15日付で、計画の一部変更を行っています。

変更後の計画については、お手元の冊子の一番最後にノリ付けで添付されているかと思えます。今回の実績報告は、この一部変更後の計画についての実績報告となります。

それでは、資料2に沿ってご説明させていただきます。

まずはじめに、資料の1ページから4ページまでの表の見方についてご説明申し上げます。①量の見込み、及び②確保方策については、子ども・子育て支援事業計画の計画値をお示ししており、③の実績の欄に、年度ごとの実績をお示ししております。今回は、平成28年度の実績報告ですので、該当部分を網掛けでお示ししています。

また、実績値を算出する基準日ですが、年度当初における数値をお示ししております。具体的に申し上げますと、「入園者数」については、確認を受けない幼稚園については、5月1日、それ以外の特定教育保育施設については、4月1日時点の数値となっています。

昨年度の第16回守口市子ども・子育て会議において、平成27年度の実績値を報告させていただいた時は、各年度末時点での数値をお示しさせていただきましたが、計画値自体が各年度当初時点での数値であることから、年度当初時点の実績で、計画値と比較の方が、より適切であると判断し、実績の算出基準日を変更させていただきました。

なお、この資料に掲載しております、平成27年度の実績値についても、年度当初時点での数値に修正させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、1 ページ目、(1) 1号認定 についての量の見込みと確保対策  
についての実績でございます。

1号認定とは、3歳から5歳の子どものうち、保育所などでの保育の必要  
性がない子どものことを指します。

この1号認定の量の見込みと確保方策ですが、計画では「(1) - 1 1  
号認定(専業主婦家庭、短時間就労家庭)と、「(1) - 2 2号認定(共  
働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭)」の2つの区部の合計で、お示し  
をしています。

(1) - 1については、通常の1号認定の子どものことであり、(1) -  
2については、保育所に通うことができるものの、幼児期の学校教育への希望  
が強く、保護者が幼稚園を希望すると想定される区分であることから、量の見  
込みとしては、幼稚園ニーズが強いものとしてカウントし、確保方策を策定し  
ています。

平成28年度の実績ですが、市全体としては、①量の見込みが、1号と2号  
あわせて、1,376人であるのに対して、平成28年度の幼稚園または認定こど  
も園に実際に入園している人数は1,287人となっており、実績値が計画値を  
下回っています。

また、②確保方策は、計画値が合計2,362枠であるのに対して、実績とし  
ては、特定教育・保育施設の各施設の利用定員を積み上げた数字が、1,060枠、  
確認を受けない幼稚園の施設ごとの認可定員を積み上げた数字が、1,600枠、  
合計2,660枠で、実績が計画値を上回っています。

エリアごとに見ますと、東部エリアでは、①量の見込み合計502人に対し  
て、入園者数の実績は368人、②確保方策の合計625枠に対して、実績は合  
計599枠となっています。

中部エリアでは、①量の見込み合計433人に対して、入園者数の実績は  
408人、②確保方策合計566枠に対し、実績は合計530枠となっています。

東部エリア及び中部エリアともに、計画値に比べ、1号認定の枠の確保が進  
んでおりませんが、入園者数の実績が計画値に比べ大きく下回っていることか  
ら、確保方策としては足りていると分析しています。

南部エリアでは、①量の見込み合計441人に対して、入園者数の実績は

511人、②確保方策合計1,171枠に対して、実績は合計1,194枠となっております。入園者数は量の見込みを上回りましたが、1号認定の枠の確保が計画以上に進んでおり、確保方策としては足りていると分析しています。

次に、2ページにまいりまして、(2)2号認定の量の見込みと確保方策についての実績です。

2号認定とは、3歳から5歳の子どものうち、保護者が働いているなどの理由により、家庭において必要は保育を受けることが困難である子どものことを指しています。

市全体の実績ですが、①量の見込み、1,222人に対して、平成28年度の入園者数は1,360人となっております。また、②確保方策の計画値は、1,673枠ですが、平成28年度の特設教育・保育施設の施設ごとの利用定員を積み上げた数字は1,635枠となっており、実績が計画値を下回っています。

エリアごとに見ますと、東部エリアでは、①量の見込み454人に対して、入園者数の実績は613人、②の確保方策の合計773枠に対して、実績は合計746枠となっており、計画値に比べ、入園者数が増えるとともに、枠の確保も進んでいない状況となっております。しかしながら、入園者数の実績613に対して、教育・保育の枠としては、746枠あることから、確保方策としては、足りていると分析しています。

中部エリアでは、①量の見込み358人に対して、入園者数の実績は347人、②確保方策の395枠に対して、実績は合計421枠となっております。計画値に比べ、入園者数は減少し、さらに、教育保育の枠の確保が計画値以上に進んでいることから、確保方策としては足りていると分析しています。

南部エリアでは、①量の見込み410に対して、入園者数の実績は400人、②確保方策の505枠に対して、実績は合計468枠となっております。計画値に比べ、教育保育の枠の確保が進んでおりませんが、入園者数の実績も計画値より下回っていることから、確保方策としては足りていると分析しています。

次に、3ページにまいりまして、(3)3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策の実績です。

3号認定とは、0歳から2歳までの子どものうち、2号認定子どもと同様、保護者の就労などにより家庭において必要は保育を受けることが困難である子

どものことを指し、そのうち0歳児がこちらの区分となります。

市全体の実績ですが、①量の見込みが合計221人に対して、平成28年度の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所へ実際に入園している人数は190人で、実績が計画を下回っております。また、②確保方策の計画値は合計282ですが、実績値は、合計、241枠と、実績値が計画値を下回っております。

エリアごとに見ますと、東部エリアでは、①量の見込み81に対して、入園者数の実績は75人、②の確保方策の合計115枠に対して、②確保方策の115枠に対して、実績は合計104枠となっています。

中部エリアでは、①量の見込み71に対して、入園者数の実績は56人、②確保方策の合計80枠に対して、実績は合計65枠となっています。

南部エリアでは、①量の見込み69に対して、入園者数の実績は59人、②確保方策の合計87枠に対して、実績は合計72枠となっています。

いずれのエリアにおいても、計画値に比べ、教育保育の枠の確保が進んでおらず、この区分では、実施に待機児童が発生しました。しかしながら、入園者数の実績が、計画値より下回っていること、また、すべてのエリアにおいて、量の見込みに対して確保方策の数値が上回っていることから、確保方策としては足りていると分析しています。

次に、4ページ目にいきまして、(4)3号認定(1歳・2歳)の量の見込みと確保方策についての実績です。

市全体の実績ですが、①量の見込み合計857人に対して、平成28年度の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所へ実際に入園している人数は910人で、実績値が計画値を上回っています。

また、②確保対策は合計1,016枠ですが、実績値は、合計831枠であり、実績値が計画値を下回っています。

エリアごとに見ますと、東部エリアでは、①量の見込み354に対して、入園者数の実績は375人、②の確保方策の合計403枠に対して、実績は合計349枠となっています。

中部エリアでは、①量の見込み272に対して、入園者数の実績は278人、②確保方策の合計316枠に対して、実績は合計246枠となっています。

南部エリアでは、①量の見込み231に対して、入園者数の実績は257人、

②確保方策の合計 297 枠に対して、実績は合計 236 枠となっています。

いずれのエリアにおいても、入園者数の実績が教育・保育の枠の実績を上回り、計算上も確保方策としては足りていない状態となりました。そのため、施設によっては、弾力的運用により利用定員を超えた受入れを行うことなどにより対応しましたが、待機児童は 10 名発生しております。今後、さらに受け皿を増やしていく必要があると分析しています。

以上が、「教育・保育の量の見込みと確保方策」についての平成 28 年度実績でございます。よろしくお願い申し上げます。

○（会長） ここで一旦区切らせていただきます。ここまでで何か、ご意見やご質問等はございますか。

○（委員） 1号認定子どもと言いながら、2号認定子どもも計画の量の見込みに入っていますが、なぜそのような集計をするのですか。

○（事務局） 国が策定した計画策定の手引きに沿って計画を作っています。手引きにはこのような集計が記載されています。

○（委員） 表の見方が分かりません。実績欄の△や±などは、どことどの差のことですか？

○（事務局） 例えば、②1号認定子ども（市全体）の確保方策の合計 2,362 に対し、③実績の確保方策の合計 2,660 となっており、実績が上回っていることから＋となっております。

○（委員） H27 と H28 で1号の確保方策が増えているのはなぜですか。

○（事務局） 私学助成の幼稚園が新制度下の認定こども園に移行したため増加しています。

○（委員） 実績の合計値が誤っています。

○（事務局） ご指摘のとおり、誤っております。申し訳ございません。

○（会長） この議論は次回に持ち越しますか。

○（委員） 数字に一部誤りはありましたが、せつかく委員が集まっていることですし、方向性だけでも話をする方がよいのではないのでしょうか。

○（委員） 待機児童が 17 人から 48 人に増えている中で、園に対する補助金がカットされました。

○（会長） その話は次のところで。

- （委員） 待機児童の定義について教えていただきたい
- （事務局） 入所する先があっても、希望する園でなかったために入所されなかったり、入所希望を第3希望までに回答されずに、待機児童となった場合は、厚労省定義では待機児童に含みません。
- （会長） それでは、続きの説明をお願いします。
- （事務局） それでは、続きまして、資料2の5ページから20ページの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の実績について、ご説明申し上げます。

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども及びその保護者への情報提供や助言、相談、指導、また必要な支援を実施する事業のことをいい、子ども・子育て支援法において、13の事業が規定されています。

市町村子ども・子育て支援事業計画において、それぞれ事業の提供体制の確保の内容、及びその実施時期を定めることとされています。

5ページの（1）時間外保育事業 についてでございますが、こちらは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等で、保育を実施する事業です。

計画上は、①量の見込みは、年間1,108人、②確保方策としては、市内10か所の施設による確保となっておりますが、実績は年間848人の利用、施設は、市内17か所となっております。

いずれのエリアにおきましても、利用者数の実績は計画値を下回っており、施設数の実績は計画値以上となっていることから、確保方策としては十分に足りていると考えています。

続きまして、6ページの（2）放課後児童健全育成事業 についてでございます。こちらは、労働等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に、適切な遊びや、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこととなります。

まず①の小学校低学年である1年生から3年生の実績でございますが、市全体としては、①量の見込みは、年間807人の利用、②確保方策としては、17か所による確保となっていましたが、実績としましては、年間837人

の利用で実績が計画値を上回っています。また、施設数ですが、小学校の統廃合があったために、1施設減少し、16となっています。

本市といたしましては、児童クラブの利用を申し込まれた方は、待機なく全て受け入れることができおり、確保方策としては足りていると考えています。

次に、7ページをご覧ください。

② 高学年である4年生から6年生についてですが、利用人数、施設数の実績は、平成27年度、平成28年度ともにゼロとなっています。

本市においては、高学年である4年生から6年生の児童に対しては、全て登録児童室を活用していただくことで、そのニーズに対応させていただいています。

続きまして、8ページの(3)子育て短期支援事業です。こちらは、保護者の疾病等の理由により家庭において療育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市においては、平成28年度から委託事業として実施させていただいていますが、保護者からの利用ニーズはあるものの、施設側に空き定員がなく、実績としては、ゼロとなっています。今後は、保護者のニーズにしっかりと対応できるよう、実施施設及び受入れ人数の増加を検討していく必要があると考えています。

続きまして、9ページの(4)地域子育て支援拠点事業 にごす。こちらは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供などの援助を行う事業です。

実績ですが、市全体としては、①量の見込みが、年間20,000人日に対し、実績は、年間21,200人日となっています。これは、利用者の実績が、東部、南部エリアにおいて、計画値を下回っているものの、南部エリアにおいて、大幅に計画値を上回っており、市全体としては、計画値を上回る結果となったものです。

施設数につきましては、平成28年度において、増減無しでしたが、平成29年度から東部エリアにおいて、新たに1施設開設し、子どもの健やかな



育ちについての支援体制の更なる充実を図っています。

続きまして、10ページの(5) 一時預かり事業等です。こちらは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

この一時預かり事業ですが、守口市子ども・子育て支援事業計画では、3つの区分に分けております。1つ目が、10ページの①幼稚園における在園児1号認定が対象の場合、2つ目が11ページの②幼稚園における在園児2号認定が対象の場合、そして3つ目が、12ページ③幼稚園における在園児以外が対象の場合であり、それぞれに対する量の見込み及び、確保方策が記載されております。

①幼稚園における在園児(1号認定)を対象とした一時預かり」と、②の「幼稚園における在園児(2号認定)を対象とした一時預かり」については、実際に一時預かりを利用した子どもについて①と②の内訳を把握することが非常に困難なため、平成27年度実績と同様、1号認定と2号認定の実績の合計数を10ページの①1号認定の区分に記載させていただいております。平成28年度の実績ですが、全エリアにおいて、実績値が計画値を上回る結果となりましたが、施設数においても、実績値が計画値を上回っており、利用希望者に対して一時預かりを実施できる体制はしっかりと整っていると考えております。今後も引き続き、利用ニーズ量に対し、しっかりと対応していけるよう体制を整えていくこととしています。

次に、12ページをご覧ください。

③ですが、こちらは、幼稚園における在園児以外についての実績です。通常の一時預かりについては、エリアごとに実績値を計上していますが、ファミリーサポートセンターの利用実績については、エリアごとに実績値を計上することが非常に困難なため、こちらは市全体の部分のみ数値を記載させていただいております。

平成28年度の利用人数の実績としましては、市全体でみて、平成27年度と同様、実績値が計画値を大幅に下回る結果となっています。現状、市内にある全ての認定こども園、保育園等がこの事業を実施できている訳ではなく、今後、潜在的な利用ニーズにもしっかりと対応していくことができるよう、

体制について検討していく必要があると考えています。

続きまして、13 ページの（6）病児保育事業でございます。こちらは、風邪などの病気の児童について、医療機関や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

実績ですが、①量の見込み、年間 348 人日に対して、実績は年間 193 人日となっており、実績が計画値を下回っております。施設数については、計画上是 4 施設となっておりますが、実績としては 2 施設での実施となっております。

計画上の施設数との乖離があることから、潜在的なニーズも踏まえ、利用ニーズにしっかりと対応していけるよう施設数について、今後検討していくこととしています。

続きまして、14 ページの（7）ファミリー・サポート・センター事業です。こちらは、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本計画では、量の見込み、確保方策については小学生のみが対象となっております。

実績ですが、低学年においては、①量の見込み年間 998 人日に対して、実績が年間 816 人日と、実績値が計画値を下回る結果となりました。②高学年は、平成 28 年度から事業を実施しておりますが、実績としては、3 人という結果になっています。

実績としての件数は、減少したものの、年々、依頼会員数は増加しており、協力会員を増やしていくために、今後、声かけ運動や総会の開催などを検討しています。

続きまして、15 ページの（8）利用者支援事業です。こちらは、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談や助言などを行う事業です。

平成 27 年度から、市役所に利用者専用窓口として専用ダイヤルを設置し、市民からの相談などに対応するとともに、関係部署との連携や調整を図っています。

続きまして、16 ページの（9）妊婦に対する健康診査 についてでござ

います。こちらは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績ですが、妊娠届出数及び延回数ともに実績値が計画値を上回る結果となりましたが、1枚目の受診券の使用率は94.4%であり、目標とする100%には至っておらず、引き続き、受診率の維持、向上に努めています。

続きまして、17ページの(10)乳児家庭全戸訪問事業でございます。こちらは、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績ですが、①量の見込み、年間900人に対し、実績は年間878人となっています。①量の見込みは、全数訪問を目標として設定したのですが、100%には至っていません。ただし、4ヶ月児健診時点では、全数把握できています。

続きまして、18ページの(11)－1 養育支援訪問事業です。こちらは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

平成28年度の実績といたしまして、実績値が計画値を大幅に上回る結果となりました。乳幼児全戸訪問事業など関係機関から養育の必要性の高い方の情報を提供してもらい、養育支援が必要と思われる親の把握ができ、ケースに合わせて訪問等を行い、子育てのアドバイス、情報提供、子育て中の不安の軽減等につながっていると考えています。

続きまして、同じく18ページの(11)－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業です。こちらは、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、連携強化を図る取組を実施する事業です。

平成28年11月14日に、守口市児童虐待防止地域協議会の研修会を実施しています。今後も児童を取り巻く家庭環境が多様化していくことが考えられるため、市民や関係機関との連携をより一層図るとともに、研修などを通じて相談員のスキル向上につなげていきます。

続きまして、19ページの(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業です。

こちらは、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

この事業につきましては、平成27年度と同様に、平成28年度においても、未実施となっています。

最後に、20ページをご覧ください。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

市では、平成29年4月から、3つの私立幼稚園が認定こども園へ移行し、9つの小規模保育事業所等が新たに事業を開始しましたが、事業者が円滑に事業を開始できるよう、相談、助言等の支援を行いました。また、私立認定こども園及び、私立保育所の運営を行う法人に対して、障がい児保育補助や看護師配置補助を実施しました。

以上が、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についての平成28年度実績でございます。よろしく申し上げます。

- (会長) ただいま、こども政策課から説明がありましたが、ご意見やご質問等はございますか。
  
- (委員) 地域子育て支援拠点事業についてお聞きします。なぜ利用者数が東部・中部に少なく南部に集中しているのですか。
- (事務局) 地域子育て支援拠点事業については、南部に市立の子育て支援センターがあるためです。子育て支援センターから市内の他のエリアで出張講座等を開催していますが、その実績も全て南部で集計しています。分けることは可能です。
- (委員) 一時預かり事業等について、市全体の実績69,924から確保方策5,891を引いても+13,620にはならない。5,891に50,413を足して

69,924 を引いたら 13,620 になる。

- （事務局） ご指摘の通りです。一時預かり事業等に関して、子ども・子育て支援事業計画では2つに分けているため、このように表記させていただいております。資料下の注意書きのところにも一応書かせていただいています。
- （委員） 来年もこのままの集計方法ですか。
- （事務局） 来年もこの方法でやらせていただく予定ですが、より分かりやすい表になるように、見やすい資料になるよう検討します。
- （委員） 他市の施設に通園している子どもが一時預かりを利用している場合は、この集計に含まれているのですか。
- （事務局） 実績報告には、市内の施設を利用した人数のみです。市外の施設に通うものは入っていません。
- （委員） 病児保育事業（病後児保育を含む）について、南部エリアに偏っているし、料金も高いです。
- （事務局） 病児保育事業（病後児保育を含む）について、今後検討していきます。
- （委員） 利用者支援事業に関して、具体的には、どのような相談が多かったのですか。
- （事務局） 利用者支援事業に関しては、主に保育所等への入所に関する相談が多くなっています。
- （委員） 待機児童と利用者支援の関係性について教えて欲しい。
- （事務局） 入所に繋がるよう努めています。
- （委員） 乳児家庭全戸訪問事業について、訪問率が100%に達していない理由について教えて欲しい。
- （事務局） 里帰り出産などが影響していると考えています。「こんにちはあかちゃん事業」については、母親となる方に連絡をして許可をもらってから訪問するので、特に里帰りで連絡がつかなくなって訪問ができなかったというケースが多いです。里帰り先の自治体と連携して、そこで健診を受けてもらった事もあります。
- （委員） 里帰り先でも健診が受けられると知らなかったなので、周知に力を入

れてほしい。

- （委員） 全数把握する方法について。
- （事務局） 出産前に健診に来た妊婦、1ヶ月健診や2ヶ月健診を受けた子ども、各病院から保健センターに送られてくる予防接種の受診履歴データなどから、4ヶ月健診時点で全数把握できているようにしています。
- （委員） 養育支援訪問事業について相談件数が増加していますが、対象者なのですか、延べ数なのですか。また、どのような要因が考えられるのですか。
- （事務局） 養育支援訪問事業について対象者も増えていますが、こちらの数字は延べ数になり、増加は延べ数の増によるものです。増加の要因としては、「こんにちは赤ちゃん訪問」で健康推進課から引継いでいただいているため、増加しています。
- （委員） 何回訪問しても会えない場合は、どうしているのですか。
- （事務局） 健康福祉部所管のことになりますのでお答えは割愛させていただきます。
- （委員） 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてお聞きします。なぜ障害児保育補助や看護師配置補助についてだけ記載しているのですか。運営補助も入れるべきではないのですか。平成29年度から3歳児以上部分をカットしたから記載していないのですか。
- （事務局） 国が示しているメニューを記載しています。
- （委員） 障がい児保育補助は変わったのですか。
- （事務局） 変わっていません。
- （委員） 処遇改善補助金額が、8千円から2千円になった。補助金の見直しをしてほしい。
- （事務局） ご指摘の補助（処遇改善）と障がい児保育補助は別ものになります。また、補助金の今後の見直しスケジュールについては、平成29年度に議論して、平成30年度予算に反映予定です。
- （会長） 続きまして、議題（2）「守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の量の見込み及び確保方策における中間見直しの方法等について

に移りたいと思います。事務局から説明があります。

- （事務局） それでは、「守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の量の見込み及び確保方策における中間見直しの方法等について、ご説明申し上げます。

守口市子ども・子育て支援事業計画は、内閣府が定める基本方針に即して、平成27年度から平成31年度の5年を一期とする計画として策定しています。

この基本方針では、「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」としており、また、守口市子ども・子育て支援事業計画においても、「計画期間の中間年度に当たる平成29年度に中間見直しを行う。」と定めているところです。

そのため、守口市におきましては、今年度に本計画の中間見直しを行う予定としています。

それでは、お手元にあります資料3に基づいて、本市の中間見直しの方法及び考え方について、ご説明します。

まずはじめに、1ページ、1見直しの要否の基準についてです。平成29年1月27日に内閣府から、中間年の見直しのための考え方が示されています。

（1）「教育・保育の量の見込み」の見直しの要否ですが、①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合、②平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合、③既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合、この①から③のいずれかに該当する場合は、見直しを行こととされています。

守口市においても、見直しの要否の判断は、国と同様に、これら3つのうちの1つでも該当するものがあれば、教育・保育の量の見込みについて見直しを行いたいと考えています。

また、（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みですが、内閣府は「教育・保育の量の見込みの見直しに併せて、必要に応じ、見直しを行うこ

と。」としており、具体的な見直し基準までは示されていません。

そこで、守口市においては、(1)と同様に、平成28年度の量の見込みについて、計画値と実績値を比較して、10%以上の乖離があれば、見直しを行うことを基本的な考えとしたいと思います。

次に、2 見直しを行う必要性 についてです。ここでは、1の可否の基準に基づき、守口市において、平成28年度の量の見込みにおける計画値と実績値をそれぞれのエリアごとに比較し、10%以上の乖離が発生しているかを判定しています。10%以上の乖離がある場合、国の基準に基づき、見直しが必要となります。

2 ページにまいりまして、まず、(1) 教育・保育の量の見込みについての表ですが、「1号認定」から「3号認定の1、2歳」までの各区分をエリアごとに分析し、10%以上の乖離が発生している箇所を「該当」として網掛けで、また、10%以上の乖離が見られなかった区分を「非該当」として、お示ししています。

この、「該当」「非該当」の判断の基となる、具体的な乖離状況については、別途配布しております<資料4>にお示ししています。

それでは、ここで、資料4の1ページをご覧ください。

計画値と実績値の乖離状況を支給認定区分ごとに見ていきたいと思います。

一番上の表ですが、1号認定では、市全体では、10%以上の乖離は発生していないものの、東部エリア、南部エリアにおいて、10%以上の乖離が発生しています。

2つ目の表ですが、2号認定 では、市全体及び東部エリアにおいて、10%以上の乖離が発生しています。

3つ目の表、「3号認定の0歳」では、東部エリア以外の全てのエリアにおいて、10%以上の乖離が発生しています。

4つ目の表、「3号認定の1、2歳」では、南部エリアのみ10%以上の乖離が発生しています。

資料3の2ページに戻っていただきまして、今、ご説明させていただきました乖離の状況をまとめたものが、(1)の表です。

今回見直しを行う区分ですが、「1号認定」から「3号認定の1、2歳」



までの全ての支給認定区分において、10%以上の乖離が発生していますので、すべての支給認定区分について、見直しを行うこととします。

次に、(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みですが、こちらも、各事業をエリアごとに分析し、10%以上の乖離が発生している箇所を「該当」として網掛けで、また、10%以上の乖離が見られなかった区分を「非該当」として、お示ししています。

ここで再度、資料4、2ページをご覧ください。

(1) 時間外保育事業でございますが、全てのエリアにおいて、10%以上の乖離が発生しています。

(2) 放課後児童健全育成事業でございますが、①低学年では、東部エリア、中部エリアにて、10%以上の乖離が発生しています。

②高学年ですが、本市では入会児童室でなく、登録児童室での対応していることから、実績値は、出すことができず、乖離状況については不明となっています。

(3) 子育て短期支援事業 でございますが、ニーズはあるものの、受入れ体制をしっかりと確保できなかったため、実績がゼロであり、10%以上乖離する結果となっています。

続きまして、3ページにまいりまして、(4) 地域子育て支援拠点事業 でございますが、市全体では、6%の乖離に留まっていますが、東部、中部、南部の全てのエリアにおいて10%以上の乖離が発生してしています。

(5) 一時預かり事業等 についてです。一つめの表、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりですが、実績値において、①1号認定を対象とした一時預かりと、②2号認定を対象とした一時預かりを分けることが困難なため、計画値、実績値ともに合算した数値として示させていただいています。乖離状況については、全てのエリアにおいて、10%以上の乖離が発生しています。

次の表、①、②以外の一時預かりですが、ファミリー・サポート・センターの実績値をエリアごとに把握することが非常に困難なため、乖離状況については、市全体のみでお示ししており、10%以上の乖離が発生しています。

以下同様に、(6) 病児保育事業から、4 ページの (11) - 1 養育支援訪問事業まで、計画値と実績値の比較を行っています。

それでは、資料3の2ページに戻っていただきまして、今、説明させていただきました乖離の状況をまとめたものが、(2) の表です。

今回見直しを行う事業ですが、ほとんどの事業で10%以上の乖離があることから、全ての事業に対して、見直しを行いたいと考えています。

それでは、3ページにまいりまして、「3 量の見込みについての見直し方法」についてご説明します。

今、ご説明申し上げましたように、1~3号認定及び地域子ども・子育て支援事業のいずれも、その量の見込みを見直す予定ですが、ここからは、その見直しの具体的な計算方法の説明となります。

まず、1~3号認定の量の見直しですが、点線でカッコにありますように、「見直し後の量の見込み(人)」は、(1) 補正後の推計児童数 に、(2) 支給認定割合を乗じ、さらに女性の就業率の向上を考慮するため、(3) 女性の就業率補正係数を乗じることにより、算出します。

(1) の推計児童数に対する補正ですが、ここで、別途配布しております<資料5>に基づき、推計児童の見直し方法について、ご説明します。

まず、資料5、4ページ、<参考1>を御参照たまわりたいです。4ページに表を2つ掲載していますが、上の表が、当初計画時の人口推計です。今回、量の見込みについて見直しを行う訳ですが、人口推計自体が当初計画時からズレていた場合、つまり、子どもの数が、増えたり、減ったりした場合には、当然、量の見込みに影響が出てきます。

そこで、まず、人口推計自体を見直す必要があります。その見直した結果が、矢印の下の表です。

では、具体的に、矢印の下の表の求め方について、ご説明します

同じく<資料5>の1ページにお戻りいただきたいです。

まず、0歳児の推計人口の算出方法ですが、0歳児と、1歳児以上では、異なる算出方法を用いております。これは、1歳児以上では、2ページにお示ししているコーホート変化率法を用いるのに対し、0歳児の人口推計については、コーホート変化率法を用いることが不可能なためです。

0歳児では、算出方法に書いてありますように、直近3ヶ年の0歳人口の変化率の平均値を、平成29年0歳人口に乗じて、平成30年の0歳推計人口を算出し、その算出された平成30年度の0歳児推計人口に、さらに同じ変化率の平均値を乗じることにより、平成31年の0歳児推計人口を算出しています。

1ページ、真ん中あたりの2つ表に基づき、具体的に申しますと、平成26年4月1日から平成27年4月1日にかけて、0歳児の人口は、1,027人から、988人と、0.962倍に減少しています。同様に変化率の推移を見ますと、平成27年から平成28年にかけては、988人から、1,045人と、1.058倍に増加し、平成28年から、平成29年にかけては、1,045人から974人へと、0.932倍に減少しており、この3箇年の変化率の平均値は0.984となっています。

表の下、「平成30年 推計人口」の0歳の算式ですが、平成29年の人口実績である974人を基本に考え、1年後の平成30年には、この3箇年の変化率の平均値で0歳児人口が推移すると仮定し、平成29年の0歳人口に0.984を乗じることによって、平成30年の0歳人口を推計したものです。

その下、「平成31年 推計人口」の算式についても、平成30年の0歳児の推計人口958人を基本に考え、平成30年から平成31年にかけても、3箇年の変化率の平均値で、0歳人口が推移するものとして、平成30年の0歳人口に0.984を乗じることによって、平成31年の0歳人口を推計しています。

次に2ページに参りまして、1歳以上の推計人口の算出についてご説明申します。

1歳以上の推計人口の算出には、コーホート変化率法を用いています。

これは、各コーホート、つまり、同じ年に生まれた人の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2ページの一番下の「平成30年推計人口」の1歳の算式に基づき、具体的に説明させていただきます。

平成30年4月1日現在の1歳児が何人になるかという計算です。

こちらは、平成29年4月1日現在の0歳児が何人いるかが、算定式のスタートとなっています。平成29年4月1日現在のゼロ歳児は、974人でした。

この974人をもとに、1年後の平成30年の1歳人口を推計するのですが、974人がそのまま、1年後に1歳児になるのではなく、自然増や自然減の結果、変化が生じます。

その変化をどのように、考慮するかですが、コーホート変化率法では、その変化率を、過去の実績人口の動勢に求めます。今回は、平成28年4月1日の0歳人口が平成29年4月1日にどのように変化したかにより、変化率を算出しています。

平成28年の0歳児人口は、1,045人で、平成29年の1歳児人口は、1,082人であり、小数点で申し上げると1.035倍に増加しています。

この変化が平成29年の0歳児人口から平成30年の1歳児の人口についても、同様に生じると仮定し、平成29年の0歳児人口に、変化率「1,045分の1,082」、つまり、1.035を乗じて、平成30年の0歳児人口を推計しています。

今回の量の見込みを見直すに当たっては、1歳から11歳までは、このコーホート変化率法を用いて、人口推計を算出しています。

続きまして、同じく資料5の5ページ、参考2守口市の人口推移をお開き願たいです。

本市では、平成29年4月から、幼児教育・保育の無償化を実施していますが、その影響を、1ページ及び2ページで見た、コーホート変換率法等に加えて、別途、何らかの形で、今回の中間見直しに反映させるかが、問題となります。

5ページに、平成27年度からの人口推移の表を、6ページにそのグラフをお示ししています。無償化実施から4か月間の平成29年5月から平成29年8月までの人口ですが、増加傾向にあります。この4か月間について、月ごとに、平成28年及び平成27年と比較しますと、5月から8月のいずれの月においても、前年の平成28年より増加しているものの、平成27年と比較すると、いずれの月も平成27年の水準には達していません。

無償化による人口への影響については、人口増の兆しは窺えるものの、もう少し経緯を見守った上で、その影響がより鮮明になった段階で、人口推計には反映させたいと考えています。

以上が、推計人口の算出方法です。

それでは、再度、資料3の3ページにお戻りいただきたいです。

見直し後の量の見込みですが、ただ今、ご説明した方法により、推計児童数を推計し、その後、(2)と(3)の補正を行います。

(2)の支給認定割合にですが、平成29年4月1日時点の実績を用います。なお、支給認定割合とは、児童数に占める支給認定子どもの割合をいいます。

次に、(3)の女性の就業率についての補正ですが、平成29年6月22日付けの内閣府の文書で、「女性の就業率の上昇傾向（平成34年度末までの5年間で25歳～44歳の女性就業80%に対応できる保育の受け皿を整備するとしていること）に留意すること。」とされました。このことを踏まえ、本市の量の見込みにおいても、女性の就業率を考慮する必要があると考えています。

ただし、下の※印に書かせていただきましたように、具体的な算出方法等については、国から示されておらず、近隣市においても現在のところ検討中であるため、今後、近隣市の状況も踏まえながら算出方法について検討してまいりたいと考えています。

以上が1～3号の量の見込みの見直し方法です。

次に、4ページにまいりまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し方法についてご説明申します。

点線の枠にありますように、「見直し後の量の見込み(人)」は、当初の計画値に(1)推計児童数補正係数、(2)実績値乖離補正係数及び(3)女性の就業率補正係数を乗じることにより、算出します。

まず、(1)推計児童数補正ですが、これは、推計児童数の変化を「量の見込み」に反映させるための補正です。先ほど、推計児童数の見直しを行いました。児童数が変われば、当然、それぞれの事業の量の見込みは変わります。この児童数の変化を量の見込み反映させるものです。

(2)計画値と実績値の乖離についての補正ですが、平成27年度及び平成28年度について、計画値と実績値がどの程度乖離しているかを調べ、今後の「量の見込み」についても、同程度の乖離が生じるとの前提で、その影響を反映させるための補正です。

ここで、再度、<資料5>の3ページをお開き願いたいと存じます。

時間外保育事業を例に、量の見込みの算出方法を具体的にご説明します。

まず、推計児童数ですが、計画値と補正後の数字をそれぞれ表でお示ししています。

平成30年の0歳から5歳までの人口ですが、計画値では、5,593人、それが見直しによって、現時点では、6,050人になると推計されます。

真ん中よりやや下の「平成30年度 量の見込み」の推計児童数補正の算式を見ていただきたいのですが、時間外保育事業は、平成30年度の見込みとして、当初計画では、年間1,052人の利用が見込まれておりました。この量の見込みは、当初計画時、つまり見直す前の平成30年推計人口5,593人に対応する見込みです。

平成30年の推計人口は、先ほどの見直しにより、現時点では、6,050人と推計されており、これは、見直し前の5,593人の1.082倍となっております。したがって、この児童数の増加分だけ、量の見込みが増えると考え、見込みについても、1.082倍するものです。

これが、推計児童数補正です。

次に、計画値と実績値の乖離ですが、同じページの真ん中、【時間外保育事業】の表をご覧ください。

当初の計画では、平成27年度は、年間1,140人、平成28年度は、年間1,108人が時間外保育事業を利用すると見込んでいました。しかし、実績としては、平成27年度は、年間900人、平成28年度は年間848人の利用に留まっています。

つまり、計画値では、利用を見込み過ぎていたと考えることができます。

具体的には、平成27年度は、計画値の0.789倍の利用実績、また、平成28年度は計画値の0.765倍の利用実績となっており、この2箇年の利用実績は、平均で計画値の0.777倍となっています。

その下、「平成30年度 量の見込み」の実績乖離補正の方の算式を見ていただきたいのですが、推計児童数補正後の1137.958は、当初の見込みをもとに算出されたものです。しかし、これまでの実績により、当初の計画上の量の見込みは、見込み過ぎていたと言えます。

したがって、平成30年度の利用についても、実績は、0.777倍に留まると考え、0.777を乗じるものです。

これが、実績乖離補正です。

以上が、推計児童数の補正と、計画値と実績値の乖離についての補正の説明です。

それでは、再度、資料の3、4ページにお戻りいただきたいと存じます。

(3) 女性の就業率補正から説明します。これは、女性の就業率の向上を「量の見込み」に反映させるための補正です。どのような補正を行うかは、先ほど申し上げましたとおり、今後検討してまいります。

次に、4ページから5ページにかけての表ですが、こちらは、各事業ごとに、(1)、(2)、(3)のそれぞれの補正について、行うものは○、行わないものは×でお示したものです。

(1) 推計児童数の補正ですが、利用者支援事業については、補正を行わない予定です。これは、利用者支援事業の量の見込みが、施設数で示されていることから、量の見込みを考えるに当って、推計人口の変化を考慮する必要がないとの考えによるものです。

(2) の計画値と実績値の乖離についての補正ですが、児童クラブの高学年については、登録児童室を活用していただくことで、そのニーズに対応しており、実際の実績は不明であることから、また、短期支援事業については、保護者からの利用ニーズはあったにも関わらず、施設側に空きがなく、その結果、実績がゼロになったものであり、量の見込みに実績を反映させることが不適切であることから、また、ファミリーサポートセンター事業の高学年については、平成28年度から事業を実施しており、2箇年の実績がないこと、及び、実績が年間3人と極めて少なく、もう少し推移を見守るという観点から、また、乳幼児全戸訪問については、事業の性格上、全数訪問が前提であり、実績によって見込みを変えるものではないことから、それぞれ、(2)の補正は行わない予定です。

次に、(3) 女性の就業率補正ですが、女性の就業率の向上により、量の見込みが変わるものについて、補正を行います。

現時点では、時間外保育事業、児童クラブの低学年、一時預かり事業「1・2号」、一時預かり事業のその他 及びファミリーサポートセンター事業の低学年について、女性の就業率の向上を考慮した補正を行うことを考えています。

次に、「4 確保方策についての見直し方法」です。

1号認定から3号認定の確保策については、各施設に対して、平成30年度及び平成31年度の利用定員の見込みについて調査を実施し、数値を積み上げることにより算出します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、確保方策のうち、「利用人数」については、量の見込みと同じ数字を用い、「施設数」については、その量の見込みに対応できるよう、担当課と調整を行い決定してまいります。

以上が、本市の中間見直しの方法及び考え方でございます。よろしくお願ひします。

- （会長） ご意見やご質問等はございますか。
- （委員） 無償化の影響は加味しないのですか。
- （事務局） 現在のところ、コーホート変化率法に変えてさらに無償化の影響を加味することまで考えていません。
- （会長） コーホート変化率法で無償化の影響を加味できるのですか。
- （事務局） コーホート変化率法においても、無償化が公表されたH28.10月からH29.4月までの人口の動態は加味することになります。ただ、それ以降の直近の人口動態を加味するかについては、現時点ではもう少し人口動態を見守りたいと考えています。
- （会長） では、一旦、原則とおりのコーホート変化率で量の見込みを出してみ、それを見て判断していきたいと思います。
- （委員） 資料の数値が間違っているのではないですか。
- （事務局） 重ねて申し訳ございません。
- （委員） 女性の就業率補正係数については、どうするのですか？
- （会長） 11月に一度この方法に基づいて見直し案を作ってもらってから議論しますか。
- （委員） 平成30年度の入園児募集の関係で方針を決めなくてはならないので、11月に数値が出てくるのでは遅いです。
- （事務局） 人員及び予算の関係上、これ以上早めることは不可能です。また、計画と入園時募集は関係ありません。



○（会長） それでは、議題（3）もりぐち児童クラブ入会児童室の民間委託によるサービス拡充案についてに移りたいと思います。放課後こども課から説明があります。

○（事務局） それでは、議題③につきまして、資料6に沿ってご説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本市が運営しております放課後児童クラブにつきましては、昭和41年度に発足した留守家庭児童会を源流として開始し、平成18年度には、平成7年度から開始したわいわい活動育成事業との一元化を図り、さらに翌年には、留守家庭児童会に相当する部分は入会児童室として、わいわい活動育成事業に相当する部分につきましては登録児童室として、2つの機能を有するもりぐち児童クラブ事業として再構築し、今日まで運営を続けてまいりました。

事業の再構築後、10年あまりが経過し、その間に子ども達や保護者を取り巻く社会経済情勢が変化する中、保護者からのニーズについても多様化・高度化しており、本市として限られた財源の下、利用者負担を抑えつつ、どのように事業の充実を図るかを検討してまいりました。

このような状況の下、今後の施策の展開に活かすため、市内小学生の保護者全員を対象にアンケート調査を実施し、「開設時間の延長」に対するニーズが高いことがわかりました。

本市の開設時間は、平成21年度に延長したものの、現在では、大阪府下のみならず全国的に見ても短いことが分かり、開設時間の延長が喫緊かつ最大の課題であることが浮かび上がりました。

一方で、時間延長をするにあたり、パートナーの確保も社会経済情勢の影響を受け、困難な状況になりつつあり、これらの課題を踏まえ、入会児童室のサービス拡充を図るとともに、管理運営業務の効率化を図る必要性があると考えています。

そこで、これらの課題を解決するために、今般、民間活力を導入することによって、そのメリットを活かし、時間延長を実現したいと考えています。

具体的には、民間活力の導入によるメリットとして、まず、民間のノウハウを活用した人員体制と人員確保により、開設時間を延長しても機動的かつ安定的な運営が可能であることが考えられます。具体的には、指導パートナーなど

の求人をタイムリーかつあらゆる媒体を通して募集することや、その求人を通して、繁忙に合わせた人員の確保や、欠員の補充が速やかに行えるものと考えております。また、スケールメリットを活かした研修体制の充実による個々のスキルアップを図ることにより、体制強化も図れると考えています。

2つ目に、直営から民間委託に切り替えることで入会児童室の求人などの人員確保にかかる業務や、その配置、出退勤管理、給与支払、また、物品購入・管理等の管理運営業務が縮減されることから、保育の質を担保しながらも事業を効率化することが可能となります。

3つ目に、日々の運営やイベント行事につきましても民間事業者が有するノウハウを活かしながら、充実した運営が可能であると考えております。例えば、防犯教室の実施や、イベント的に有料ではありますが、お弁当の提供をされたり、遊びなどを通して学ぶことの楽しさを感じるプログラムを導入されたりしている事例もあります。

4つ目に、民間事業者ならではの弾力的な運営により保護者からのニーズ変化にも素早く対応することが可能となります。例えば、現在、入会児童室に必要な物品等は、市の手続きに則って購入するため、比較的時間がかかりますが、民間事業者では迅速な対応が可能となり、また、市役所とは違い、会計年度主義の予算に縛られず、翌年度回しになることもありません。

これらの点を踏まえ、現在の公設公営での運営よりも、民間事業者による運営の方が、よりよく事業を運営できると判断に至ったものです。

次に、民間活力導入後の入会児童室の姿につきましてご説明します。

実施時期は、平成31年4月1日から全入会児童室で実施を予定しています。

実施場所は、現行どおり小学校・学園内にある現在の施設を使用します。

開設時間は、図表にございますように、終了時間につきましては、現在最長18時までの開設となっておりますが、これを全て19時まで延長させていただきたいと考えています。また、開始時間につきましても、土曜日と長期休業日において、朝8時から開設させていただこうと考えています。

次に、人員体制につきましては、本市条例に基づき、人員配置をさせ、民間委託後も現在と変わらない体制で運営させていただこうと考えています。

次に、利用者負担金ですが、時間延長によりコスト増が見込まれますが、先

ほど申しあげました管理運営業務コストを抑えた上で時間延長させていただきたいと考えています。また、減額・免除制度につきましては現在と同様の形での実施を考えています。

次のページにまいりまして、委託事業者の選定方法等を、ご説明します。

まず、委託事業者の対象でございますが、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の運営実績があり、保育に係る分野に一定以上のノウハウのある事業者を対象とし、保育の質を担保しようと考えています。

次に、委託期間ですが、委託業務の期間は通常、1年間が原則ですが、本事業の内容を鑑み、毎年事業者が変わることは子どもたちへの影響や人員確保の観点から好ましくないと考えており、5年間同じ事業者に運営をお任せしようと考えています。

次に、選定方法ですが、保育の質を担保して運営することは、本事業の大前提であると考えていますので、単に委託料の金額だけで委託事業者を選定することはせず、優れた内容を提案する委託事業者を選定するために競争入札方式ではなく、事業運営の内容も審査対象とする公募型プロポーザル方式を採用します。

また、それにかかる委託事業者の選定委員会を設置しようと考えており、そのための条例を議案として提出させていただく予定です。なお、選定委員には福祉や子育ての分野に精通した有識者を委員に含み、その審査内容につきましても専門的見地から委託事業者の提案を審査し、最も質が高く、多様なニーズに対応する優れた内容の提案を行なった民間事業者を選定し、契約する予定です。

次に、保護者・保護者会との連携ですが、現在、指導パートナーと保護者の間で行なわれている日々の連絡帳でのやり取りや、定期的に行っている指導パートナーと保護者との懇談会については、従来どおり実施する予定です。

また、保護者会での各種行事についても、民間事業者に現状の活動について情報提供し、協力を求めています。

次に、民間委託後の保護者の皆様からのご要望等ですが、お子様や入会児童室の運営そのものに関わる個別の事案につきましては、従来どおり指導パートナーなど、民間事業者にご相談いただくことといたしますが、事業そのものに

関わる事案につきましては、市が連携して対応します。

以上、ご説明させていただきましたように民間事業者に運営を委託するにあたり、保育の質の担保は重要であり、契約内容どおり事業が行なわれているのかを確認し、必要に応じて改善を指導することはとても大切なことであると考えています。

そこで、業務履行確認として、事業者の経営状況は年1回、運営状況は月1回、書面審査を実施します。また、定期的及び随時に市職員が入会児童室を訪問し、実地に調査を行ないます。また、これらの審査・調査を踏まえ、市が必要と判断したときは、さらに、業務や経理の状況に関する報告を、委託事業者に求め、必要に応じて改善するよう指導します。

最後に、本事業の実施主体はあくまで守口市であることから民間事業者に運営が任せきりになるということにはなりません。保育の質を担保するために、先ほどご説明いたしました厳正な事業者の選定や業務履行確認を行い、今後も適正な運営がなされるよう市が責任を持って実施していきます。

なお、児童の入退会の申請受付、決定にかかる事務及び利用者負担金の賦課や徴収等につきましては、従来どおり市が責任を持って、引き続き実施していきます。

次に、委託実現に向けてのスケジュール（予定）についてご説明させていただきます。

来週8月30日から3日間にわたって、地区ごとに3回に分けて入会児童室を利用している児童の保護者を対象に本案の説明会を実施させていただきます。

その後、9月に本案のパブリックコメントを実施し、10月から11月にかけて、集計後、回答させていただく予定です。その後、平成29年度中の市議会に関連議案の提出を行ない、来年度のできるだけ早い段階で、委託事業者を選定し、契約を締結しようと考えています。そして、契約により委託金額が確定することから、来年9月から12月にかけて利用者負担金の設定に係る関連議案の提出や、事業者決定後の保護者説明会を開催し、保護者の皆様に対しても再度、委託事業者の紹介や、移行内容・スケジュールを説明していきます。そして、年明けには、引き継ぎを本格化させ、平成31年、西暦2019年4月に委託事業者による運営を開始させていただきたいと考えています。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、今回の子ども・子育て会議、そして、保護者説明会、パブリックコメントなどを通して、本案に対する様々なご意見を頂戴し、成案化を図ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願い致します。以上です。

○（会長） 説明は終わりました。ただいまの説明で、何かご意見やご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

○（委員） 支援学校の子は児童クラブの対象ですか。

○（事務局） 対象になります。今、対象者はいませんが、過去にはいました。今後も変わりはありません。

○（委員） 対象であるならば、今回の保護者説明会の案内も含め、パブリックコメントのことについても知らせてほしかったと思います。

○（委員） 平成31年4月から民間委託するとのことだが、就学前の児童にも配ってもらってもよいのではないですか。これから通う方の意見を聞くべきだと思います。今後、入会が予定される子どものいる保育園や幼稚園には案内しないのですか。

○（事務局） 今回の保護者説明会は、現在利用しておられる方が対象となっているので、保育所や幼稚園の方、支援学校の方についてはお知らせしないこととなっています。

○（事務局） 保護者説明会については、関係者、入会児童室ご利用の保護者のみに配布させていただきました。やはり現に利用されている保護者を優先して説明させていただきたいというところでございます、ご理解のほどよろしくお願い致します。パブリックコメントについては、9月1日から開始させていただきますが、資料をお送りさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○（委員） 保育所入所の保護者もパンフレットか何か配布したほうがいいかもしれません。

○（事務局） 郵送等、検討させていただきます。

○（委員） 4～6年までの高学年障がい者の受入れについてどうなるので

すか？

- （事務局） 高学年障がい者の受け入れについては、今までどおりあります。
- （委員） 障がい児の加配について教えてください。
- （事務局） 現状では、障がい児の加配については、親御さんのご要望をまずお伺いし、診断書や手帳等をいただいています。その後、保育所等にお子様の状況を見に行かせていただいた後に判断しています。
- （委員） それは、民間事業者も変わらないのですか。
- （事務局） 同じ水準でと考えています。
- （委員） 定員はあるのですか。私の子どもが以前、さつき、滝井小学校の児童クラブに通っていたので。
- （委員） お部屋が狭かったということですか。
- （委員） はい。
- （事務局） 現在の新しいさつきは、面積の基準を満たしています。定員については、一応 40 名と定めています。しかしながら施設が許せば現在は待機児童を出さないという観点でパートナーを追加して受け入れています。
- （委員） 対象学年は今までどおりですか？
- （事務局） 今までどおり 3 年生までとし、4 年生以降は登録を利用していただいています。
- （委員） 今回の時間延長で、人数が増えて狭くなったらどうするのですか。
- （事務局） 現在、児童クラブ室は学校の余裕教室をお借りするなど、ご協力いただきながら運営しておりますが、これは直営であっても民間委託であっても、我々が責任をもって対応しなければならないと考えており、頑張っております。
- （委員） 平成 31 年 4 月から民間委託ということで、就学前の児童にも配ってもらって、これから通う方の意見をお聞きした方がよいと思います。
- （委員） 利用時間が 19 時までと長くなるので、1・2 年生はお腹がすくので何か考えてあげてほしいです。夜食を用意するなど。31 年から委託と言う事で、指導員のモチベーションが下がらないように、情報を流してほ

しいです。4年生から6年生まで利用できないのかなとも思う。できるだけ良いものを、研修をしっかりと子どもを見てあげてほしいです。

- （委員） プロポーザルで、全部で何社選ぶのですか。けがの保険は市ですか。配置について、市側から細かな条件をつけられ困ることがあります。人員の条件は？若い指導員の採用が難しいです。年配の指導員を採用することになり、腰が痛いなど体調不良で退職したいと言われる。配置基準が厳しくなるなら欠員が出る。緩和が必要ではないですか。更新期間は何年ですか。
- （事務局） 1社です。保険については市が入ります。人員の条件は市の条例どおりで、質の担保はするように考えています。契約期間は5年とします。
- （委員） これは意見ですので聞いておいて下さい。まず、5年の契約期間は長いなという印象です。他市では3年更新で単年度会計です。それから子どもの利用の申込みは単年ごと求めるのか。それ以降しなくてよいのかも在ります。
- （事務局） 1年に1回申し込んでいただいています。
- （委員） わかりました。引き継ぎが8月から翌年3月までとなっており長いです。あとは、学校との連携を大切にしてほしい。それと放課後児童健全育成事業の趣旨と合致するように事業運営してほしいので、塾的に利用するのはおかしいと思います。子どもがほっとできる場所にしてほしいですね。塾に行くからそれまでの間、利用したり、また塾が終わってから戻ってくるというのはおかしいです。そうすると途中で出入りもあり人数把握も難しくなります。あと、保育所のように「夜食」の対応も検討してほしいかもしれません。あと集団下校はいつするのですか。全員保護者のお迎えですか？
- （事務局） 現在のところ、午後5時に集団下校、グループ下校しております。そして、6時までの1時間はお迎えとなっております。時間延長後は7時までの2時間をお迎えで対応していただこうと考えております。
- （委員） だとすると、17時以降は子どもが減るので、残っている人数に応じたパートナーの配置で良いかと思います。子ども7～8人にパートナー4人や9人にパートナー3人みたいなことはおかしいので、考えてほしい問題です。

○（委員） さつきになる前に入会児童室を利用していたのでわからないのですが、聞いた話で入会児童室の前に登録児童室があり、登録児童室ではおやつを出さないのに、目の前の入会児童室でおやつを出すことから、おやつを出さないことになったと聞いたのですが？。

○（事務局） おやつは全入会児童室で完全に実施しています。そういった話があれば掴んでおりますので、確認してまいります。

○（委員） いじめの温床になることがあるので気をつけてほしいです。おやつがおいしい日は行きたいけども、おいしくない日は行きたくないという児童がいるようです。アレルギー対策も必要です。子どもに関わる保育の質が大事です。

○（委員） それでは、最後に、事務局から連絡事項があります。

○（事務局） 今後の会議日程でございますが、次回の第 20 回守口市子ども・子育て会議は前回お配りさせていただいているスケジュールのとおり、11 月中旬の開催を予定しております。

議題といたしましては、「守口市子ども・子育て支援事業計画」第 5 章の進捗状況についての総括、及び、本日、ご議論いただきました、第 6 章の量の見込み、確保方策における中間見直し後の数値についての報告を予定しています。

前回の議題である第 5 章の総括に向けた、現時点の進捗状況についてでございますが、委員の方々からいただきました意見書を踏まえまして、現在、担当課へのヒアリングを順次、行っているところです。

ヒアリングが全て終わりましたら、9 月 11 日を予定とし、ホームページにて市民の方々からの意見等を募ることとしています。

現在のところ、前回お配りさせていただきましたスケジュールに沿った形で進めることができていることを報告させていただきます。

また、平成 29 年 3 月にいただきました「守口市の療育についての提言書」ですが、その進捗状況についての報告を行うことを現在検討しています。

日程については、次回の第 20 回の会議、または、その次の第 21 回の会議を予定しています。

事務連絡につきましては、以上です。



- （委員） 5章のパブコメについて、量が多すぎて市民は見ないと思うので、事業内容を簡単にまとめた概要版を作ってはどうか。
- （委員） 平成28年度の療育・保育検討部会での提言書の進捗状況を報告してほしいです。

- （会長） 本日の案件はすべて終了いたしました。みなさん、お疲れ様でした。

◇ 午後5時 閉会

~~~~~